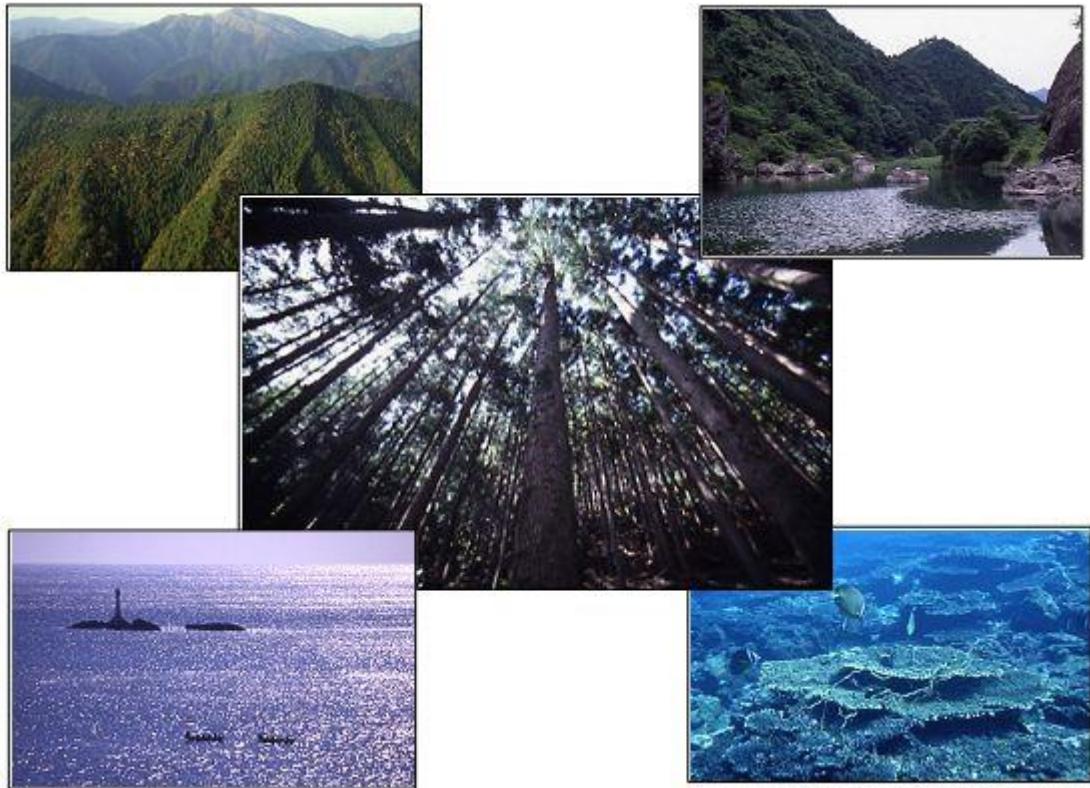


不動産の 公 売 広 報

～ 和歌山県・市町村・和歌山地方税回収機構

の合同公売に参加してみませんか～

【11月21日改訂版】



期 日 : 平成 29 年 12 月 5 日 (火)
場 所 : 和歌山県自治会館 3 階 304 会議室

目 次

1. 公 売 の 概 要	1
2. 公 売 財 産 一 覧	6
3. 公 売 の 一 連 の 手 順	8
4. 公 売 参 加 の 手 引	10
5. 記 載 例	14
1 本人が入札する場合	15
(1) 「入 札 書」	
2 代理人が入札する場合	16
(1) 「入 札 書」	
3 共同入札代表者が入札する場合	17
(1) 「入 札 書」	
(2) 「共同入札書」(入札書別紙)	
(3) 「共同入札代表者の届出書」	
6. 添 付 書 類	
「委 任 状」	19
7. 公 売 財 産 の 明 紹	20
8. 公 売 会 場 の ご 案 内	60

公 売 の 概 要

1. 公売期日及び会場

公 売 期 日 及 び 会 場	公 売 財 産 の 売却区分番号
平成29年12月5日(火) 和歌山県自治会館 304会議室 (和歌山市茶屋ノ丁2番1)	機 構 29-1 和 市 28-2 和 市 28-3 海南市 27-1 岩出市 29-1 中止 岩出市 29-2 中止

2. 公 売 財 産

「公売財産一覧」(P.6)及び「公売財産の明細」(P.20~P.59)をご覧ください。

なお、今回の公売は、以下の機関が合同で実施します。

- 和歌山地方税回収機構 (売却区分番号 機 構29-1)
- 和歌山市 (売却区分番号 和 市28-2)
(売却区分番号 和 市28-3)
- 海南市 (売却区分番号 海南市27-1)
- ~~岩出市~~ (売却区分番号 ~~岩出市29-1 中止~~
(売却区分番号 ~~岩出市29-2 中止~~)

3. 公 売 方 法

入 札

4. 入 札 時 間

公売期日の14時00分～14時20分まで

注) 13時10分から担当職員が公売手続の説明を公売会場で行いますので、説明を聞いた上で入札してください。

5. 公 売 保 証 金 納 付 期 限

公売期日の13時30分～14時10分まで

6. 開札時刻

公売期日の14時20分

7. 売却決定日時及び場所並びに買受代金納付期限

公売財産の 売却区分番号	売却決定日時及び場所	買受代金の納付期限
機構 29-1	平成29年12月12日(火) 10時30分 和歌山地方税回収機構	平成29年12月12日(火) 11時30分
和市 28-2	平成29年12月12日(火) 10時30分 和歌山市 納税課	平成29年12月12日(火) 11時30分
和市 28-3	平成29年12月12日(火) 10時30分 和歌山市 納税課	平成29年12月12日(火) 11時30分
海南市 27-1	平成29年12月12日(火) 10時30分 海南市 税務課	平成29年12月12日(火) 11時30分
岩出市 29-1	平成29年12月12日(火) 10時30分 岩出市 税務課	平成29年12月12日(火) 11時30分 中止
岩出市 29-2	平成29年12月12日(火) 10時30分 岩出市 税務課	平成29年12月12日(火) 11時30分 中止

注) 公売財産により場所が異なります。

8. 入札時の携行品等

- 公売保証金 ・・・ 公売財産ごとに所定の金額を、現金又は小切手（和歌山手形交換所加盟金融機関を支払人とする銀行振出に係るものに限る。ただし振出日から起算して5日を経過していないもの。）でご用意ください。
なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用される場合は、必ず公売財産(売却区分番号)ごとに小切手をご用意ください。（複数の公売財産の公売保証金を1枚の小切手で用意されますと、入札に参加できない場合があります。）
 - 印鑑 ・・・ 入札者が個人の場合は個人の印鑑。
入札者が法人の場合で代表権を有する者が入札行為をする場合は代表者印。
代理人が入札する場合は代理人の印鑑。
 - 収入印紙 ・・・ 公売保証金の返還に当たって、公売保証金の金額が5万円（200円）以上で、返還を受ける方が営利法人又は個人営業者（営業に関しない場合は除く。）の場合に必要です。また、入札予定公売財産に係る実施機関（2. 参照）ごとに1枚必要となります
 - 本人確認証等 ・・・ 入札にお越しになる方（代理人の場合は代理人）の運転免許証等の顔写真付き証明証。法人の場合は商業登記簿謄本もあわせてお持ちください。確認のために証明証等を呈示又は提出いただくことがあります。
 - 委任状 ・・・ 代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状をあらかじめ作成し、公売当日にご用意ください。法人の従業員等代表権限を有しない方が法人名で入れする場合にも必要です。委任状は、当機構ホームページよりダウンロード出来ます。
 - 買受適格証明書 ・・・ 公売財産が農地の場合に必要です。
- ◎ 共同で入札する場合は、事前に「共同入札代表者の届出書」を作成の上、公売当日にご用意ください。（入札をされる公売財産（売却区分番号）ごとに必要です。）届出書は、当機構ホームページよりダウンロード出来ます。

9. 注 意 事 項

- ※ 公売財産の「見取図」等はおおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認の上で入札してください。
なお、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
また、和歌山地方税回収機構・和歌山市・海南市・~~岩出市~~は、公売財産の引渡義務は負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。
 - ※ 「公売公告」および「公売広報」に掲載されている公売財産については、税の納付等により公売を中止する場合がありますので、公売会場に来られる前にご確認ください。
 - ※ 公売財産に係る滞納租税の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事実があるときは、売却決定を取消します。
 - ※ 13時10分までには公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。
 - ※ 公売参加資格・入札方法については、「公売参加の手引」及び「記載例」をご覧ください。
 - ※ 公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認のうえ、入札してください。
なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は、必ずご自身で行ってください。
- その他、公売手続・公売財産等詳細については、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

10. 「お問い合わせ先」

公売への参加方法・手続きについて		和歌山地方税回収機構 「不動産公売担当」 電話 073-422-3640 (直通) ホームページアドレス http://www.w-zeikaishu.jp/
公売財産の 詳細、落札後 の手続きに ついて	機 構 29-1	和歌山地方税回収機構 「不動産公売担当」 電話 073-422-3640 (直通)
	和 市 28-2 和 市 28-3	和歌山市 納稅課 電話 073-435-1038 (直通)
	海南市 27-1	海南市 稅務課 電話 073-482-4111 (代表)
	岩出市 29-1 中止 岩出市 29-2 中止	岩出市 稅務課 電話 0736-62-2141 (代表)

公売財産一覧

売却区分 番号	見積価額(円)	公 売 財 産				
	公売保証金(円)	種類	所 在 地 等			
機構 29-1	3,456,000円	雑種地	所 地 地 地 地 在 番 目 積	岩出市山田字太子コウ 89番16 雑種地 1,113m ²		
			所 地 地 地 地 在 番 目 積	岩出市山田字太子コウ 89番43 雑種地 330m ²		
			所 地 地 地 地 在 番 目 積	岩出市山田字太子コウ 89番60 雑種地 839m ²		
	350,000円		所 地 地 地 地 在 番 目 積	岩出市山田字太子コウ 89番227 雑種地 295m ²		
			所 地 地 地 地 在 番 目 積	岩出市山田字太子コウ 89番228 雑種地 103m ²		
和市 28-2	1,550,000円	山林	所 地 地 地 地 在 番 目 積	和歌山市加太字山田西原 2201番39 山林		
	160,000円		所 地 地 地 地 在 番 目 積	168m ²		
和市 28-3	1,590,000円	宅地	所 地 地 地 地 在 番 目 積	和歌山市加太字山田西原 2201番98 宅地		
	160,000円		所 地 地 地 地 在 番 目 積	165.84m ²		
海南市 27-1	6,440,000円	宅地	所 地 地 地 地 在 番 目 積	海南省名高字赤倉 445番9 宅地		
	650,000円		所 地 地 地 地 在 番 目 積	270.52m ²		
岩出市 29-1 中止	-2,380,000円	宅地	所 地 地 地 地 在 番 目 積	岩出市今中字蟹谷 170番16 宅地		
	-200,000円		所 地 地 地 地 在 番 目 積	45.43m ² 岩出市山田字太子コウ 89番180 宅地 106.73m ²		

岩出市 29-2 中止	17,000,000円	宅地	所 在 番 号 岩出市桜台 地 目 積 632番 地 積 宅地 地 積 200.27m ²
	1,700,000円	居宅	所 在 番 号 岩出市桜台633番地、632番地 家屋番号 633番 種 類 居宅 構 造 軽量鉄骨造かわらふき2階建 床 面 積 1F 91.96m ² 面 積 2F 66.70m ²

公売の一連の手順

「公売参加の手引」も必ずご覧ください。

1. 受付（13：00～）

- ① 公売参加者受付簿に氏名（名称）を記入します。
- ② 受付番号票、公売保証金明細書を受け取ります。
- ③ 次の手続きまでに公売保証金明細書の必要箇所をご記入ください。

2. 公売保証金の受付（13：30～14：10）

- ① 受付番号票、公売保証金明細書、売却区分番号ごとの公売保証金及び印鑑を持って公売保証金納付場所（別室）にお入りください（当日ご案内します）。
- ② 代理入札の場合は「委任状」、共同入札の場合は「共同入札代表者の届出書」、公売財産が農地の場合は「買受適格証明書」もご用意ください。
- ③ 公売保証金の納付後「公売保証金領収書」（公売保証金の返還時に必要）、「入札書」（共同入札の場合は、入札書と共同入札書）及び「入札用封筒」をお受け取りいただきます。

3. 入札（14：00～14：20）

- ① 公売財産の明細(P.20～)を参考にして売却区分番号ごとの物件を確認したうえで、記載誤りのないよう「入札書」に日付、住所は住民登録地、法人の場合は本店所在地を記載し、氏名は戸籍名を記載します。共同入札の場合は、「共同入札書」にも必要事項を記入してください。
- ② 入札価額はアラビア数字ではっきりと記載し、頭に￥マークを付けます。
- ③ 「入札書」（共同の場合は入札書と共同入札書）を入札用封筒に入れ、のり付けをして印鑑で封印します。複数の財産の入札をされる場合でも、一つの封筒に入れてください。
- ④ その他、入札書に記載されている注意事項をお読みください。
- ⑤ 入札は終了時刻をもって直ちに締め切りますので、時間内に入札願います。

4. 開札（14：20～）

- ① 係員が開札し、最高価申込者と次順位買受申込者の該当の有無を確認します。
- ② 入札参加者の皆さんの中から立会人をお願いします。
- ③ 最高価申込者と次順位買受申込者を発表します。

5. 公売保証金の返還

- ① 最高価申込者と次順位買受申込者以外の方に納付していただいたいた公売保証金を返還しますので、受付番号票と公売保証金納付の際にお渡しした領収書及び印鑑をご用意ください。
- ② 領収書の下段の「公売保証金還付領収書」に氏名を記入し、押印をして係員の指示があるまでお待ちいただきます。
- ③ 営利法人又は個人の営業者の方は、返還を求める実施機関の領収書に収入印紙(200円)の貼付が必要です。

6. 最高価申込者と次順位買受申込者

今後の売却手続きについて、係員から説明がありますので、そのまま会場内でお待ちいただきます。

公売財産一覧	6ページ
入札書	
共同入札書	
共同入札代表者の届出	14～19ページ
委任状	
公売財産の明細	20～59ページ

公売参加の手引

①公売参加資格	<p>1. 原則として、公売保証金（次の「公売保証金」の項目参照）を納付すれば、どなたでも公売に参加できます。</p> <p>ただし、和歌山地方税回収機構管理者、和歌山市長、海南市長、岩出市長から公売会場への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第92条、第108条該当者）及び当該税の滞納者は、公売に参加できません。</p> <p>2. 代理人が入札する場合は、本人の委任状（19ページ参照）が必要です。</p> <p>また、共同で入札する場合は、共同入札代表者を定め、その書面（18ページ(3)参照）を提出してください。</p> <p>3. 公売財産が農地の場合は買受適格証明書も必要です。</p>
②公売保証金	<p>1. 公売保証金を必要とする公売財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。</p> <p>なお、公売保証金の金額については、「公売財産一覧」及び公売財産の明細「公売保証金」の欄をご覧ください。</p> <p>2. 公売保証金は、現金又は小切手（和歌山手形交換所加盟店金融機関を支払人とする銀行振出に係るものに限る。）で、公売当日に会場で納付してください。</p> <p>なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用される場合は、公売財産(売却区分番号)ごとに小切手をご用意ください。（複数の公売財産の公売保証金を1枚の小切手で用意されますと、入札に参加できない場合があります。）</p>
③入札	<p>1. 公売財産は、売却区分番号で区分されています。入札書は所定の用紙で売却区分番号ごとに作成し、入札用封筒に入れてのり付け後、入札者の方の印鑑で封印してください。また、複数の公売財産について入札をされる場合も、一つの入札用封筒にまとめて入れてください。</p> <p>なお、同一人が同一区分の公売財産について重複して入札書を提出した場合は、その入札書は、いずれも無効となりますので注意してください。</p> <p>2. 入札書に記載する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記載してください。</p> <p>3. 入札書の記載事項に誤りがあった場合等は、訂正せずに新しい入札書を係員に請求し、新たに作成してください。</p> <p>4. 入札書は入札時間内に入札箱に投入してください。また、いつたん入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消しをすることができません。入札箱に入れる前にもう一度、記載事項に誤りがないか確かめてください。</p>
④開札	入札書は、入札者の面前で開札します。

⑤最高価申込者の決定	<p>1. 原則として、売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。</p> <p>2. 最高価額による入札者が2人以上ある場合（同額の場合）には、これらの方の間で追加入札を行って最高価申込者を決定します。また、追加入札による最高価額も同額であるときには、くじで最高価申込者を決定します。</p> <p>なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札したときは、当初の価額で入札があったものとみなします。</p> <p>また、くじをひかない者があるときは、公売事務に関係のない職員をして代わってくじを引かせます。</p> <p>さらにこれらの者は国税徴収法第108条により公売場所への入場、入札等を制限することがありますので注意してください。</p>
⑥次順位買受申込者の決定	<p>1. 今回の公売財産は、次順位買受申込者の制度（国税徴収法第104条の2参照）を利用することができます。</p> <p>2. 最高価申込者に次ぐ入札価額（見積価額以上で、かつ、最高の入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限ります。）で入札した者から次順位による買受の申込みがあった場合に、その入札者を次順位買受申込者として決定します。</p> <p>なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、くじで次順位買受申込者を決定します。</p> <p>3. 次順位申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買受の申込みを取り消した場合（「⑧買受申込みの取消」の項参照）又は、最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等（「⑩売却決定の取消等」の項参照）に限り、公売財産を買い取ることができます。</p>
⑦再入札	入札者がいないとき、又は、入札価額が見積価額に達しないときは、再入札を行う場合があります。
⑧買受申込みの取消	公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合（地方税法第19条の7参照）には、最高価申込者及び次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間は、公売財産の買受申込みを取り消すことができます。
⑨売却決定	<p>公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して、入札価格をもって売却決定を行います。</p> <p>なお、最高価申込者が買受けの申込みを取り消した場合等（「⑥次順位買受申込者の決定」の項3参照）における次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。</p>

⑩売却決定の取消等	<p>1. 最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込みや公売の実施を妨げる行為があった場合等（国税徴収法108条参照）には、この者に対する最高価申込者等の決定を取り消します。</p> <p>2. 売却決定を受けた者が買受代金を納付期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消します。</p> <p>3. 売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る滞納租税の完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消します。</p>
⑪公売保証金の返還と和歌山地方税回収機構・和歌山市・海南市・ 岩出市 への帰属	<p>1. 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後返還します。 なお、返還を受ける者が営業者（営利法人又は営業者である個人）である場合には、公売保証金の返還に係る領収書（実施機関ごと）に収入印紙（200円）を貼付する必要がありますので注意してください。</p> <p>2. 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定することのないことが確定した後）に返還します。</p> <p>3. 最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。</p> <p>4. 買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る滞納租税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。 また、国税徴収法108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、和歌山地方税回収機構・和歌山市・海南市・岩出市に帰属します。</p>
⑫権利移転の時期等	<p>1. 原則として、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。ただし、公売財産が農地の場合は、さらに農業委員会又は知事の許可若しくは届出の受理が必要です。</p> <p>2. 公売財産に係る危険負担は、1の時点をもって買受人に移転します。 従って、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失による損害は買受人が負担することになります。</p> <p>3. 公売財産の権利移転に伴う登録免許税等その他の費用は、買受人の負担となります。買受人は買受代金納付の際、上記の費用を提出してください。</p>

⑬権利移転手続	<p>公売財産の所有権移転登記は、和歌山地方税回収機構・和歌山市・海南市・岩出市が行います。買受人は、買受代金納付の際に、所有権移転登記請求書に次の書類を添えて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 売却決定通知書(2) 住民票又は法人登記簿抄本若しくは資格証明証(3) 市町村発行の固定資産評価証明書又は同通知書(4) 登録免許税相当額の領収証書(5) 登記、登記関係書類の郵送に要する郵送料(6) (公売財産が農地の場合)農業委員会等の「許可書」又は「受理通知書」(7) 電子申請対象登記所（オンライン指定庁）管内の物件については登記識別情報の通知に関する確認書
---------	--

記載例

- (注) ○ 記載に当たっては、「注意事項」をよく読み、誤りや訂正のない
ように記載してください。
- 記載事項は、文中_____線部分の各項目を記入してください。

1. 本人が入札する場合

(1) 「入札書」

住民票の住所を記載してください。
本人の氏名を記載してください。氏名にはフ
リガナを付けてください。

入 札

書

平成〇〇年××月△△日

和歌山地方税回収機構管理者 様
(〇〇〇市長)

入札者	住所(所在地)	和歌山市〇〇通1丁目△△番△△号
	フリガナ	ワカヤマ ケンタロウ
	氏名(名称)	若山 健太郎
代理人	住所	
	フリガナ	
	氏名	

アラビア数字ではつ
きりと記載し、頭に
¥マークを付ける。

公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。

売却区分番号	入札価額										
1	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円	
公売財産の名称等											
和歌山県和歌山市〇〇字△△番△△号 宅地											

入札書には、予め売却区分番
号、公売財産の名称等を記載し
ています。

- (注意事項)
1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
 2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
 3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
 4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
 5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。
なお、入札価額をもって売却決定します。
 6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
 7. 入札書に記載する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記載してください。
 8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。

次順位による買受けの申し込みをします。

住所(居所)・所在地
氏名・名称

印

2. 代理人が入札する場合

(1) 「入札書」

住民票の住所を記載してください。
本人及び代理人の氏名を記載してください。
氏名にはフリガナを付けてください。

入 札

書

平成〇〇年××月△△日

和歌山地方税回収機構管理者 様
(〇〇〇市長)

アラビア数字ではつきりと記載し、頭に￥マークを付ける。

入札者	住所(所在地)	和歌山市〇〇通1丁目△△番××号
フリガナ	ワカヤマ ケンタロウ	
氏名(名称)	若山 健太郎	
代理人	住所	和歌山市〇〇通5丁目××番△△号
フリガナ	キシユウ ハナコ	
氏名	紀州 花子	

公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。

売却区分番号	入札価額									
1	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
公売財産の名称等										

和歌山県和歌山市〇〇字△△番××号
宅地

入札書には、予め売却区分番号、
公売財産の名称等を記載してい
ます。

- (注意事項)
1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
 2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
 3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
 4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
 5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。
なお、入札価額をもって売却決定をします。
 6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
 7. 入札書に記載する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記載してください。
 8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。

次順位による買受けの申し込みをします。

住所(居所)・所在地
氏名・名称

(印)

3. 共同入札代表者が入札する場合

(1) 「入札書」

この入札書 及び「共同入札書(入札書別紙)」を
一緒に入札用封筒に入れて入札してください。氏
名にはフリガナを付けてください。

入 札 書		平成〇〇年××月△△日											
和歌山地方税回収機構管理者様 (〇〇〇市長)													
アラビア数字ではっきりと記載し、頭に￥マークを付ける。	入 札 者	住 所(所在地)		和歌山市〇〇通1丁目△△××号									
	フ リ ガ ナ	ワカヤマ ケンタロウ											
	氏 名 (名称)	若 山 健 太 郎											
	代 理 人	住 所											
	フ リ ガ ナ												
	氏 名												
公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。													
売却区番号		入 札 価 額											
1	十億	億	千 万	百 万	十 万	万	千	百	十	円			
			¥	3	4	0	0	0	0	0			
公 売 財 产 の 名 称 等													
和歌山県和歌山市〇〇字△△番××号 宅 地													
入札書には、予め売却区分番号、 公売財産の名称等を記載してい ます。													
(注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。 2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。 3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。 4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。 5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。 なお、入札価額をもって売却決定をします。 6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。 7. 入札書に記載する住所は、住民登録地(法人の場合は、本店所在地)を、氏名は戸籍名を記載してください。 8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。													
次順位による買受けの申し込みをします。													
住所(居所)・所在地 氏名・名称 印													

(2) 共同入札書（入札書別紙）（ただし、原本はA4サイズ）

入札書と一緒に入札用封筒に入れてください。

共同入札書

公 売 公 告 第 ○○ 号
売 却 区 分 第 ○ 号

住 所	氏 名	持 分	備 考
和歌山市○○通1丁目△△番××号	若山 健太郎	1/2	若山 健太郎
和歌山市○○通5丁目××番○○号	若山 市太郎	1/2	073-123-4567

備考欄に共同入札代表者の氏名及び電話番号をご記入ください。

（注）備考欄には、代表者・電話番号を記入してください。

※ 共同入札書（入札書別紙）は、入札時、入札書と一緒に提出してください。

(3) 共同入札代表者の届出書

（但し、原本はA4サイズ）

この書類は、公売当日、入札前に提出いただきます。この用紙が必要な方は、「お問い合わせ先」(P4)でも用意しております。

和歌山地方税回収機構管理者様
(○○市長)

共同入札代表者の届出

平成○○年××月△△日公売実施の売却区分第○○号物件の入札に当たり
(住所) 和歌山市○○通1丁目△△番××号 (氏名) 若山 健太郎 を共同入札代表者に定めましたのでお届けします。

平成○○年××月△△日

共同入札者

住 所	氏 名	持 分	印鑑	電話番号	備 考
和歌山市○○通1丁目△△番××号	若山 健太郎	1/2	印鑑	073-123-4567	共同入札代表者
和歌山市○○通5丁目××番○○号	若山 市太郎	1/2	印鑑	073-765-4321	

注) 1. 共同入札者全員を記載する。 2. 紙面不足の時は追加する。

※ 共同入札代表者の届出書は、入札前に提出してください。

委 任 状 (文例)

平成 年 月 日

和歌山地方税回収機構 管理者 様

(○○○市長)

住民票の住所、氏名又は登記簿上の所在、名称を記入してください。
法人の場合は、社印及び代表者印を押印してください。

(委任者) 住 所 和歌山市○○通1丁目△△番××号

氏 名 若 山 健太郎

印

電 話 073 (×××) 1234

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

(受任者) 住 所 和歌山市○○町△△△番地の×

氏 名 紀 州 花 子

電 話 073 (×××) 0234

委任事項

平成××年△△月○○日実施の公売に関する

- 1 公売の手続に関する一切の権限
- 2 公売保証金の納付及び返還に係る受領に関する一切の権限
- 3 入札等に関する一切の権限
- 4 上記1、2及び3に附帯する一切の権限

※ (この用紙は、和歌山地方税回収機構及び当構のホームページでご用意しております。)

公売財産の明細

- (注) ○ 「公売財産の概要」、「利用状況」、「現場写真」等は、公売広報作成以前のもので、現況が変動している場合があります。
- 「見取図」は公図等を基に作成されており、現況と異なる場合がありますので、必ず現地確認を行ってください。

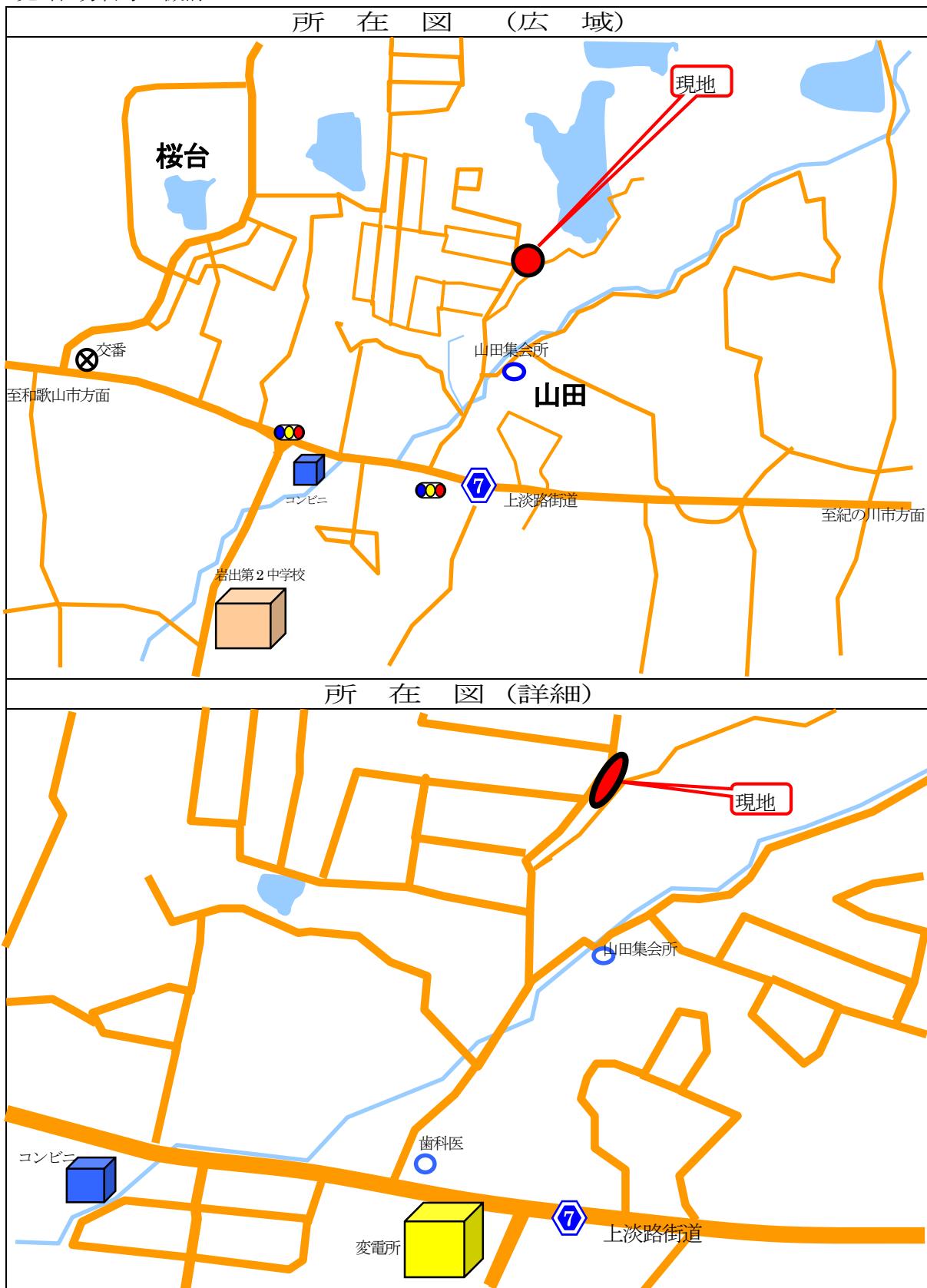
(売却区分番号)	(該当ページ)
機 構29-1	21~26
和 市28-2	27~33
和 市28-3	34~40
海南市27-1	41~46
岩出市29-1	47~52 中止
岩出市29-2	53~59 中止

公売財産明細書

売却区分 番 号	機構 29-1	見 積 価 額	3, 456, 000円
		公売保証金	350, 000円
公売財産の表示	所 在 岩出市山田字太子コウ 地 番 89番16 地 目 雜種地 地 積 1, 113 m ²		
	所 在 岩出市山田字太子コウ 地 番 89番43 地 目 雜種地 地 積 330 m ²		
	所 在 岩出市山田字太子コウ 地 番 89番60 地 目 雜種地 地 積 839 m ²		
	所 在 岩出市山田字太子コウ 地 番 89番227 地 目 雜種地 地 積 295 m ²		
	所 在 岩出市山田字太子コウ 地 番 89番228 地 目 雜種地 地 積 103 m ²		
	以上登記簿による表示		
公売財産の概要	対象不動産は、JR和歌山線「岩出」駅の北方約3. 5kmに位置する。 対象不動産は岩出市役所税務課備付の地番図によると雑種地部分と現況道路部分からなる。 地勢は、西側部分が南向き緩傾斜である。 雑種地部分は、幅員約6. 2mの舗装私道（対象不動産の一部）に接道する画地である。 東部に幅員約3. 3mのコンクリート舗装道路があるが、擁壁により高低差約1. 8mあり。		

法的利用規制等	<p>非線引都市計画区域（建ぺい率70%、容積率200%） 岩出市税務課固定資産名寄帳によれば、89番16、89番43及び89番60のうち863m²が公衆用道路として課税地目が区分されている。なお、宅地として造成可能な土地は概測約435m²である。 プレハブ造の不動産が存在する。 一部が埋蔵文化財包蔵地に指定されている。 公図が未整備で周囲の土地との境界が未確定であるので正確には測量を要する。</p>
公売条件その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 公売財産上にはプレハブ造の不動産が存在し、取扱いについては所有者との協議を要します。 ● 公売財産は、土地5筆を一括して公売します。 ● 境界の画定は、隣接地所有者との協議を要します。 ● 公売財産上にある動産、公売対象外の建物等は、公売の対象外です。 ● 図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。 ● 買受人は公売物件の明け渡し等について、占有者との協議を要します。 ● 買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。 ● 図面・現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。 ● 公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認のうえ、入札してください。なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は必ずご自身で行ってください。 ● 和歌山地方税回収機構は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者等の立ち退きなどはすべて買受人自身で行ってください。和歌山地方税回収機構は関与いたしません。 ● 公売財産に隠れた瑕疵があつても、現所有者および和歌山地方税回収機構に担保責任は生じません。 ● 和歌山地方税回収機構は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は買受人の負担となります。 ● 税の納付等により公売を中止する場合があります。

売却区分番号：機構29-1

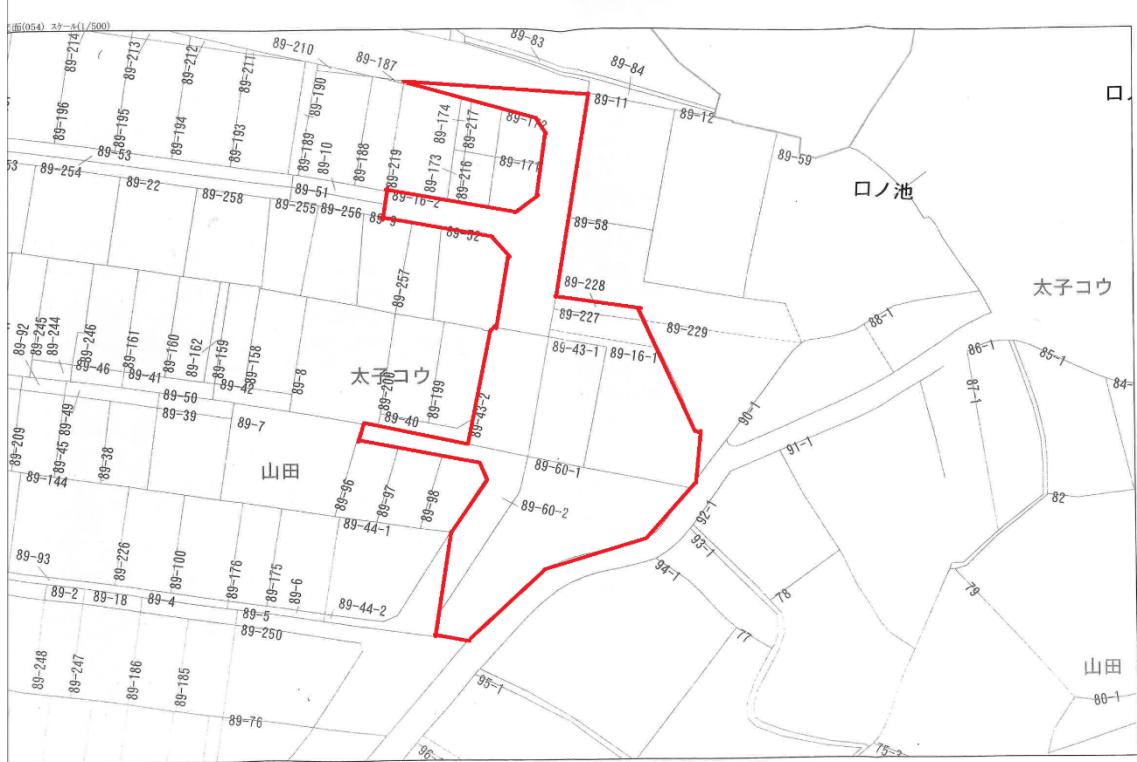


(注) 地図はおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

壳却区分番号：機構 29-1

見取図

地番図による表示



売却区分番号：機構29-1

現況写真

北西より撮影



西より南向きに撮影



東から撮影



東から南向きに撮影



注) 写真の境界線はおよそですので、必ず確認を行ってください。

公 売 財 産 明 細 書

売却区分 番号	和市28-2	見積価額	1, 550, 000円
		公売保証金	160, 000円
公 売 財 產 の 表 示	<p>不動産の表示（登記簿の表示による）</p> <p>所 在 和歌山市加太字山田西原 地 番 2201番39 地 目 山林 地 積 168m²</p>		
公 売 財 產 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●対象不動産は、南海加太線「加太」駅の南方約1.7km（道路距離）に位置する。 ●対象不動産は、北西側が幅員約6mの舗装市道に約0.5～1.2m程度高く接面する、接道間口約13.8m、奥行約12mのほぼ長方形である。 ●当該地域は和歌山市の北西端部に位置し、海に面した丘陵地を開発した大規模住宅団地で、公共、商業施設へはやや距離があり、生活上の利便性は劣る地域である。河北地区の県道「粉河・加太線」や市道「西脇山口線」沿い等の、ろうさい病院を中心とする病院関連施設やスーパー、郊外型店舗へは車で15～25分程度である。 		
利 用 状 況 や 法 的 規 制 等	<p>【利用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●供給処理施設（上水道：あり 下水道：あり 都市ガス：なし） ●下水道については公共下水道の団地内集中処理（和歌山市管理）となっている。 ●登記簿の表示は山林であるが現況は宅地となっている。 ●草木等が茂っている状態である。 <p>【法的規制等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政的条件 <ul style="list-style-type: none"> ○区域区分：市街化調整区域 (建ぺい率60%、容積率200%) ○都市計画法による開発許可区域である。 ○宅地造成工事規制区域である。 ●周知の埋蔵文化財包蔵地ではないものと思われる。 ●土壤汚染の有無とその状態：対象不動産は、土壤汚染の可能性のある用途で使用されていた履歴はないものと判断される。 		

その 他 注 意 点 や 公 売 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ●地積測量図では168.78m²であります、登記簿の表示及び課税面積は登記地目が山林であるため168m²となっています。 ●境界は、隣接地所有者と協議してください。 ●公売財産上にある動産等は、公売の対象外です。 ●図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。 ●買受人は、物件の明け渡しについて、所有者との協議を要します。 ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。 ●図面・現況写真等は、およそその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。 ●公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認のうえで入札してください。当該物件について関係公簿などを閲覧するほか、十分な調査を行ったうえで公売に参加してください。現地確認などは、ご自身で行ってください。 ●和歌山市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者等の立ち退きなどはすべて買受人自身で行ってください。和歌山市は関与いたしません。 ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および和歌山市に瑕疵担保責任は生じません。 ●和歌山市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は買受人の負担となります。 ●税の納付等により公売を中止する場合があるので、入札前にご確認ください。
---	---

売却区分番号：和市28-2

所在図（広域）

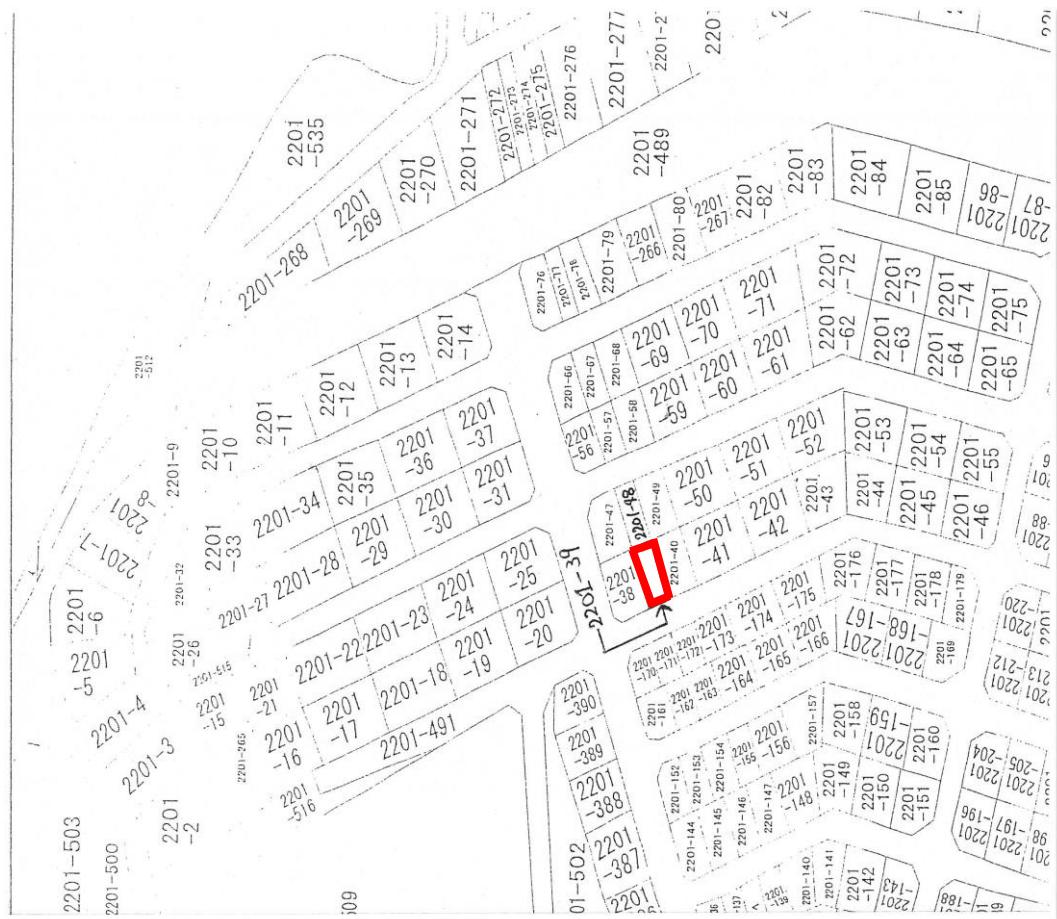


所在図（詳細）

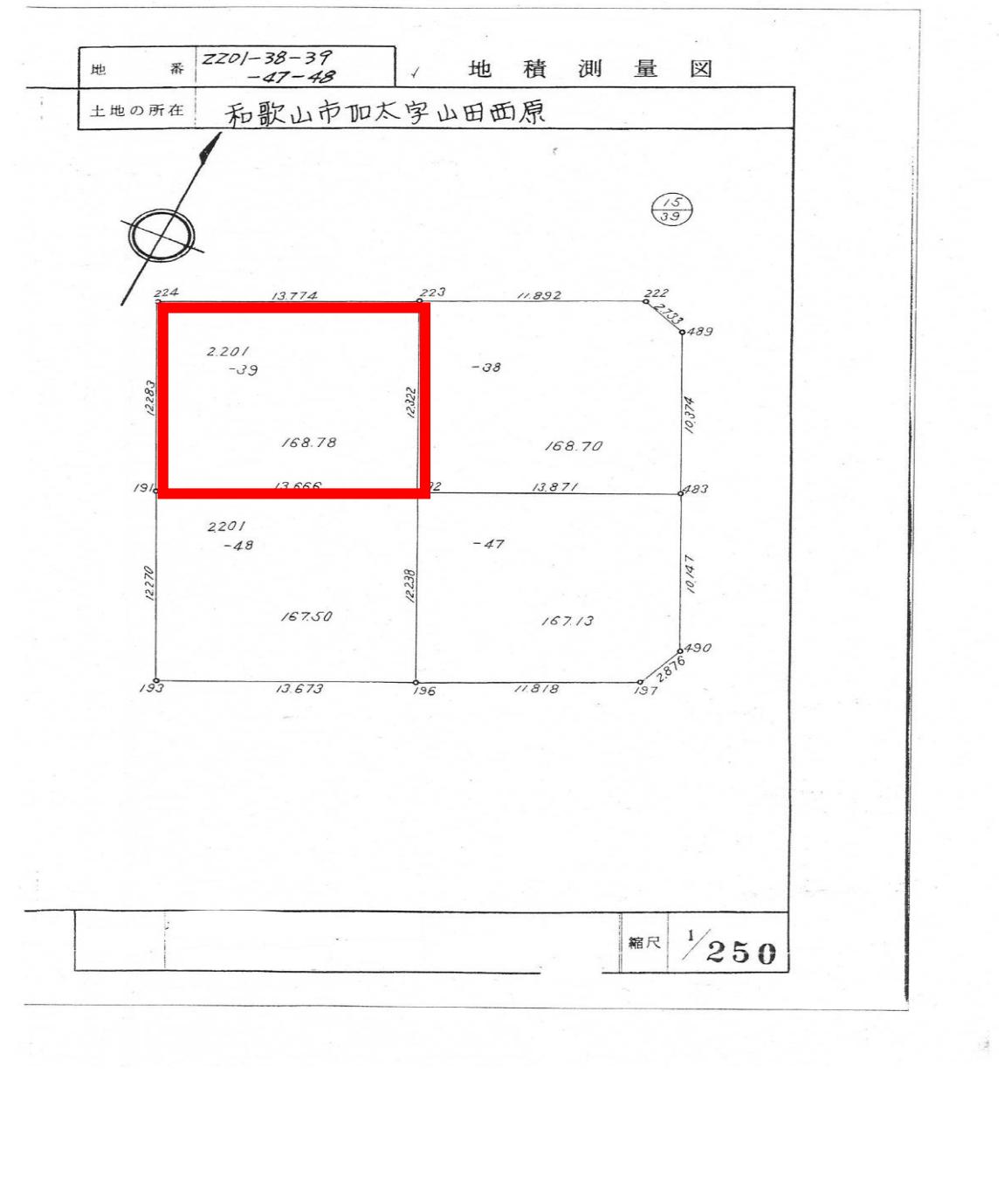


(注) 地図はおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

見取り図



地積測量図



地 積 測 量 図

** ザ ヒヨク キュウセキヒヨク **

チバシ	N0	ヒヨクシキ	X	Y	ヘニヨク	ソクセン
2201 -38	222 ()	421.292	608.179			
	223 ()	416.231	597.418	11.892	222- 223	
	192 ()	405.034	602.562	12.322	223- 192	
	483 ()	410.914	615.125	13.871	192- 483	
	489 ()	420.311	610.730	10.374	483- 489	
	222 ()	421.292	608.179	2.733	489- 222	
		ハイセキ 2A	337.406247			
		メンセキ A	168.703123	チセキ	168.70	
2201 -39	223 ()	416.231	597.418			
	224 ()	410.350	584.963	13.774	223- 224	
	191 ()	399.234	590.188	12.283	224- 191	
	192 ()	405.034	602.562	13.666	191- 192	
	223 ()	416.231	597.418	12.322	192- 223	
		ハイセキ 2A	337.564883			
		メンセキ A	168.782441	チセキ	168.78	
2201 -47	483 ()	410.914	615.125			
	192 ()	405.034	602.562	13.871	483- 192	
	196 ()	393.970	607.792	12.238	192- 196	
	197 ()	399.027	618.473	11.818	196- 197	
	490 ()	401.733	619.446	2.876	197- 490	
	483 ()	410.914	615.125	10.147	490- 483	
		ハイセキ 2A	334.271054			
		メンセキ A	167.135527	チセキ	167.13	
2201 -48	192 ()	405.034	602.562			
	191 ()	399.234	590.188	13.666	192- 191	
	193 ()	388.138	595.425	12.270	191- 193	
	196 ()	393.970	607.792	13.673	193- 196	
	192 ()	405.034	602.562	12.238	196- 192	
		ハイセキ 2A	335.006352			
		メンセキ A	167.503176	チセキ	167.50	

* シヨウキシユ JEC M-2880 フローティングライターシステム
* ゴリラキ A = 1/2 (X2-X1)(Y2+Y1)

現況写真

北西側から撮影



(注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行って下さい。

公 売 財 産 明 細 書

売却区分 番号	和市28-3	見積価額	1, 590, 000円
		公売保証金	160, 000円
公 売 財 產 の 表 示	<p>不動産の表示（登記簿の表示による）</p> <p>所 在 和歌山市加太字山田西原 地 番 2201番98 地 目 宅地 地 積 165.84m²</p>		
公 売 財 產 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●対象不動産は、南海加太線「加太」駅の南方約1.9km（道路距離）に位置する。 ●対象不動産は、南側が幅員約6mの舗装市道に約0.8～1.6m程度高く接面する、接道間口約13.7m、奥行約12mのほぼ長方形である。 ●当該地域は和歌山市の北西端部に位置し、海に面した丘陵地を開発した大規模住宅団地で、公共、商業施設へはやや距離があり、生活上の利便性は劣る地域である。河北地区の県道「粉河・加太線」や市道「西脇山口線」沿い等の、ろうさい病院を中心とする病院関連施設やスーパー、郊外型店舗へは車で15～25分程度である。 		
利 用 状 況 や 法 的 規 制 等	<p>【利用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●供給処理施設（上水道：あり 下水道：あり 都市ガス：なし） ●下水道については公共下水道の団地内集中処理（和歌山市管理）となっている。 ●草木等が茂っている状態である。 <p>【法的規制等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政的条件 <ul style="list-style-type: none"> ○区域区分：市街化調整区域 (建ぺい率60%、容積率200%) ○都市計画法による開発許可区域である。 ○宅地造成工事規制区域である。 ●周知の埋蔵文化財包蔵地ではないものと思われる。 ●土壤汚染の有無とその状態：対象不動産は、土壤汚染の可能性のある用途で使用されていた履歴はないものと判断される。 		

その他
注意点や
公売条件

- 境界は、隣接地所有者と協議してください。
- 公売財産上にある動産等は、公売の対象外です。
- 図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。
- 買受人は、物件の明け渡しについて、所有者との協議を要します。
- 買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。
- 図面・現況写真等は、およその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。
- 公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認のうえで入札してください。当該物件について関係公簿などを閲覧するほか、十分な調査を行ったうえで公売に参加してください。現地確認などは、ご自身で行ってください。
- 和歌山市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者等の立ち退きなどはすべて買受人自身で行ってください。和歌山市は関与いたしません。
- 公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および和歌山市に瑕疵担保責任は生じません。
- 和歌山市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は買受人の負担となります。
- 税の納付等により公売を中止する場合があるので、入札前にご確認ください。

売却区分番号：和市28-3

所在図（広域）



所在図（詳細）

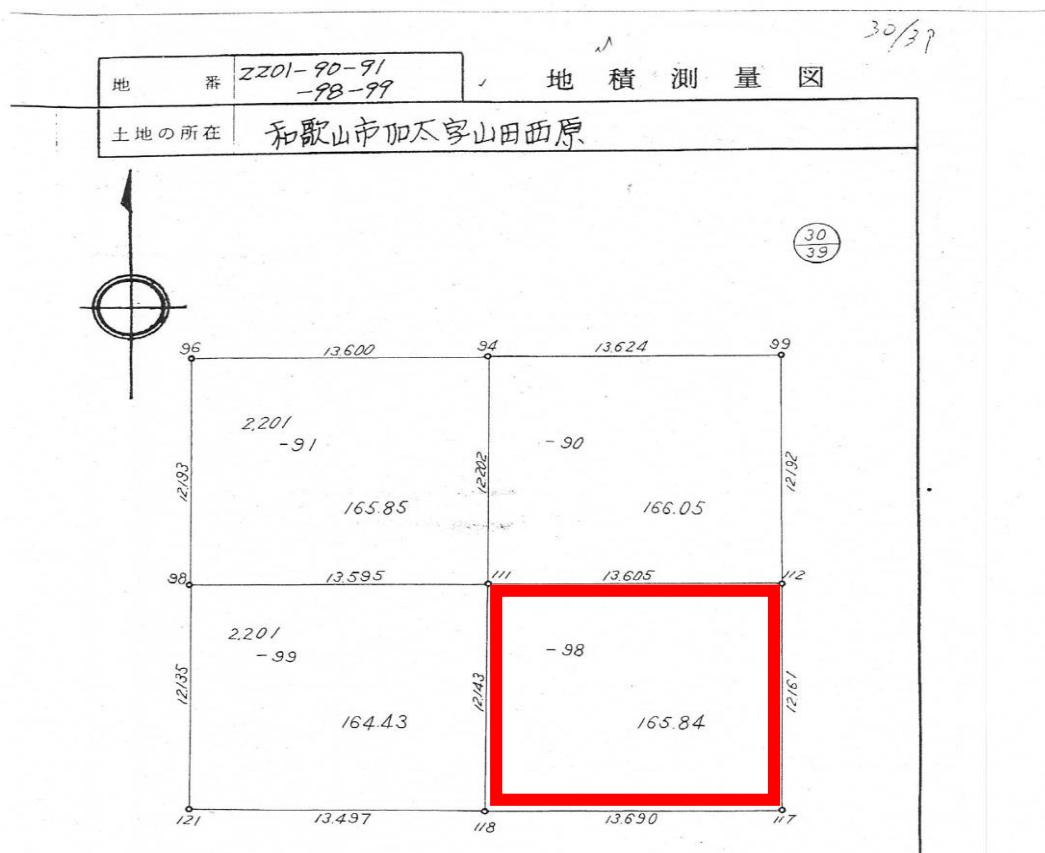


(注) 地図はおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

見取り図



地 積 測 量 図



縮尺 1/250

地 積 測 量 図

** サービヨウ キュウセキヒヨウ **						
チバツ	NO	ヒヨウシキ	X	Y	ヘニチヨウ	ソクセン
2201	94	()	388.134	450.211		
-90	99	()	388.114	463.835	13.624	94- 99
	112	()	375.922	463.771	12.192	99- 112
	111	()	375.932	450.166	13.605	112- 111
	94	()	388.134	450.211	12.202	111- 94
			ハイセキ 2A	332.113748		
			メンセキ A	166.056874	チセキ	166.05
2201	96	()	388.154	436.611		
-91	94	()	388.134	450.211	13.600	96- 94
	111	()	375.932	450.166	12.202	94- 111
	98	()	375.961	436.571	13.595	111- 98
	96	()	388.154	436.611	12.193	98- 96
			ハイセキ 2A	331.713095		
			メンセキ A	165.856547	チセキ	165.85
2201	111	()	375.932	450.166		
-98	112	()	375.922	463.771	13.605	111- 112
	117	()	363.761	463.747	12.161	112- 117
	118	()	363.789	450.057	13.690	117- 118
	111	()	375.932	450.166	12.143	118- 111
			ハイセキ 2A	331.691367		
			メンセキ A	165.845683	チセキ	165.84
2201	78	()	375.701	450.166		
-99	111	()	375.932	450.166	13.595	98- 111
	118	()	363.789	450.057	12.143	111- 118
	121	()	363.826	436.560	13.497	118- 121
	98	()	375.961	436.571	12.135	121- 98
			ハイセキ 2A	328.873748		
			メンセキ A	164.436874	チセキ	164.43
* ショウキシユ JEC M-2880 プロツティングライター システム * ゴウシキ A = 1/2 (X2-X1)(Y2+Y1)						

現況写真

南側から撮影



(注) 写真の境界線はおよそですので、必ず確認を行って下さい。

公売財産明細書

売却区分 番 号	海南省 27-1	見 積 価 額	6, 440, 000円								
		公売保証金	650, 000円								
公売財産の表示	<p>(土地の表示)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">所 在</td><td>海南省名高字赤倉</td></tr> <tr> <td>地 番</td><td>445番9</td></tr> <tr> <td>地 目</td><td>宅地</td></tr> <tr> <td>地 積</td><td>270.52m²</td></tr> </table> <p>以上 登記簿による表示</p>			所 在	海南省名高字赤倉	地 番	445番9	地 目	宅地	地 積	270.52m ²
所 在	海南省名高字赤倉										
地 番	445番9										
地 目	宅地										
地 積	270.52m ²										
概要	<p>*位置・交通</p> <p>海南省の中心部に位置し、JR紀勢本線「海南」駅南西方約600mに存する。近隣地域は、県道沿いに一般住宅、店舗併用住宅、駐車場等が建ち並ぶ地域である。東方にはJR紀勢本線が南北に走り、北方には山田川、南方には大岩川が流れ、西方には海南港がある。付近には住宅のほか、事業所・店舗・病院施設、公共施設「内海小学校」等も見られる地域である。その近隣地域の範囲は、対象不動産を中心にして街路（東側部分）沿いに、東方約20m、北方約50mの範囲である。</p> <p>海南省立「内海小学校」 約200m</p> <p>*面地条件</p> <p>間口約7.9m、奥行約33m、中間面地、不整形（ほぼ台形）、ほぼ平坦地</p> <p>*街路条件</p> <p>西側約8.5m 県道「和歌山海南線」</p>										
法的利用規制等	<p>利用状況</p> <p>*現況</p> <p>やや草木等が茂っている更地である。</p> <p>*供給処理施設</p> <p>上水道：引込可 下水道：なし 都市ガス：なし</p> <p>公法上の規制等</p> <p>*都市計画区域：非線引都市計画区域 *用途地域：近隣商業地域 *建蔽率：指定80% *容積率：指定200% *埋蔵文化財包蔵地の指定：なし *都市計画道路「船尾藤白線」（道路境界から都市計画道路約6m指定） *津波浸水想定区域内</p>										

公 売 の そ し 条 件 他	<ul style="list-style-type: none">● 境界は、隣接地所有者と協議すること。● 公売財産上にある動産等は、公売の対象外である。● 図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。● 買受人は物件の明渡について、所有者との協議を要する。● 買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。● 図面・現況写真等は、およその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。● 公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認のうえで入札してください。当該物件について関係公簿などを閲覧するほか、十分な調査を行った上で公売に参加してください。現地確認などは、ご自身で行ってください。● 海南市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、所有者等の立ち退きなどはすべて買受人自身で行ってください。海南市は関与いたしません。● 公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および海南市に担保責任は生じません。 海南市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は買受人の負担となります。● 税の納付等により公売を中止する場合があります。
-----------------	---

売却区分番号：海南市27-1



注) 地図はおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

壳却区分番号：海南市27-1



売却区分番号：海南市27-1

現況写真

北東側より撮影



北西側より撮影



注) 写真の境界線はおよそですので、必ず確認を行ってください。

現況写真

西側より撮影



西北西側より撮影



注) 写真的境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

中止

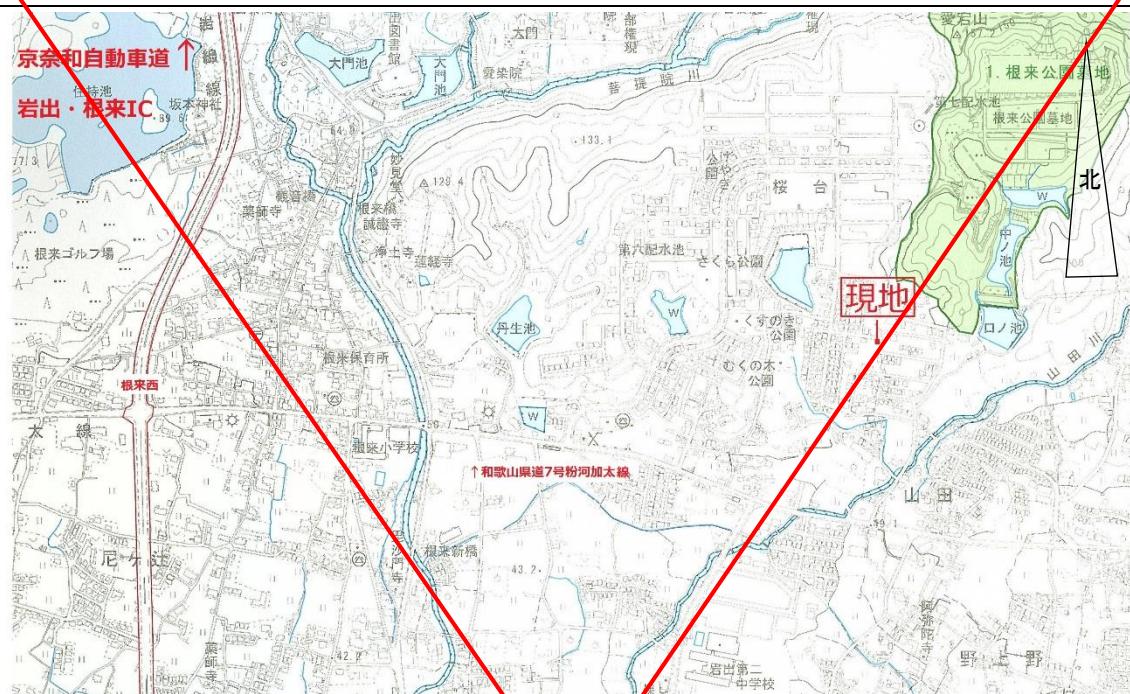
公売財産明細書

売却区分番号	岩出市29-1	見積価額	2,380,000円
		公売保証金	230,000円
公売財産（不動産）の表示（登記簿の表示による）			
1 所 在 岩出市今中字蟹谷 地 番 170番16 地 目 宅地 地 積 45.43m ²			
2 所 在 岩出市山田字太子コウ 地 番 89番180 地 目 宅地 地 積 106.73m ²			
不動産の概要			
<ul style="list-style-type: none"> ● 対象不動産は、JR和歌山線「岩出」駅の北方約3.8kmに位置する。 ● 対象不動産は、北側が幅員約6.0mの舗装市道にほぼ等高で、東側が幅員約5.0mの舗装私道に北東角で約1.5m、南東角で約3.0m何れも高位で接面する、間口（北側）約10.0m×奥行（西側）約11.5m（北東隅切有）のほぼ整形形状の平坦な角地である。 ● 当該地域は、民間業者が開発した中規模の分譲住宅団地で、日用品店舗・幼稚園・小学校等は、徒歩で約10分の範囲内、金融機関は郵便局が水栖地区、銀行が西安上地区に所在する。 			
<p>【利用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 供給処理施設 水道 <p>【法的規制等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 非線引都市計画区域（用途無指定地域） (建ぺい率70%、容積率200%) ● 埋蔵文化財包蔵地に指定されている。 ● 土壌汚染の有無とその状態：対象不動産は、土壌汚染の可能性のある用途で使用されていた履歴はないものと判断される。 			

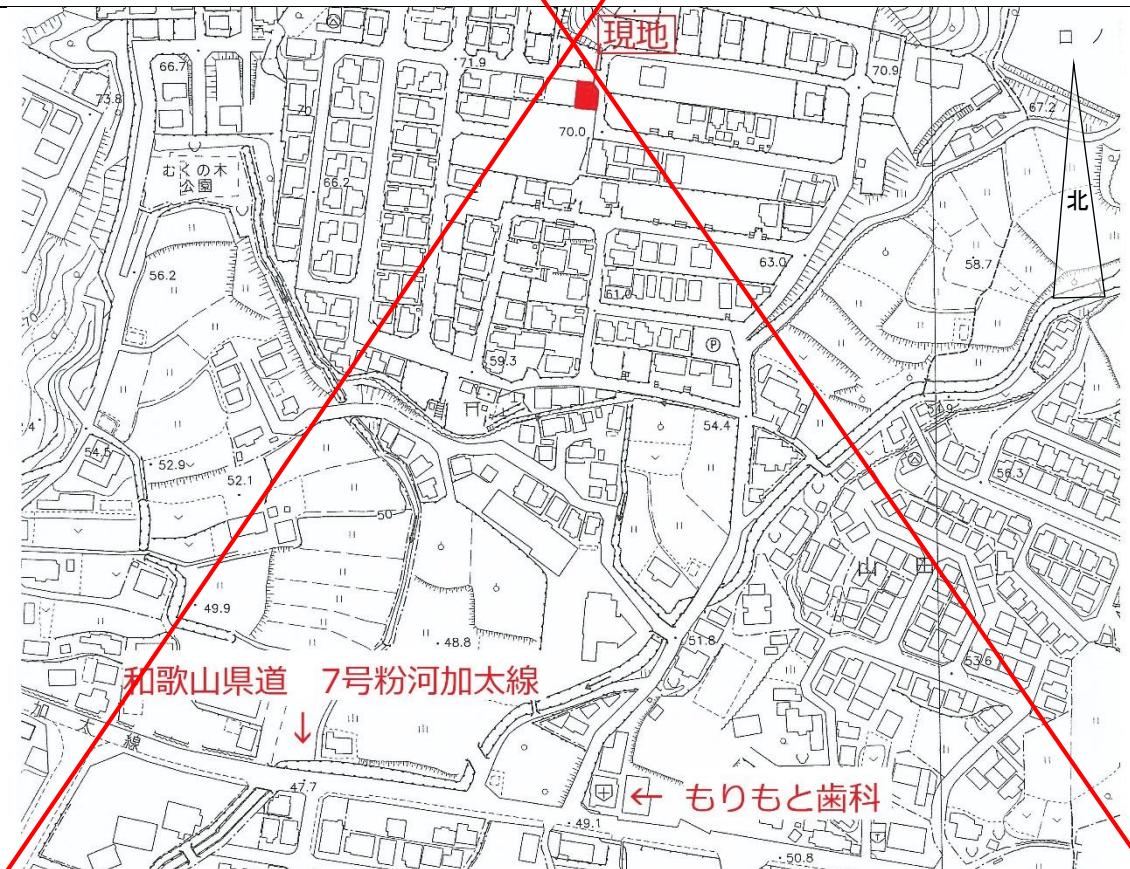
公 売 の 条 件 他	<ul style="list-style-type: none">●公売財産は、一括して公売します。●公売財産上にある動産は、公売の対象外です。●図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。●買受人は、公売物件の明け渡し等について、占有者との協議を要します。●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。●図面・現況写真等は、およそその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。●公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認し、十分な調査を行ったうえで公売に参加してください。なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。●岩出市は、引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者等の立ち退きなどはすべて買受人自身で行ってください。岩出市は関与しません。●公売財産に隠れた瑕疵があつても、現所有者及び岩出市に瑕疵担保責任は生じません。●岩出市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は、買受人の負担となります。●税の納付等により公売を中止する場合があるので、入札前にご確認ください。
-------------	--

売却区分番号：岩出市29-1

所在図（広域）



所在図（詳細）



(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

売却区分番号：岩出市29-1

見取図

法務局：公図より



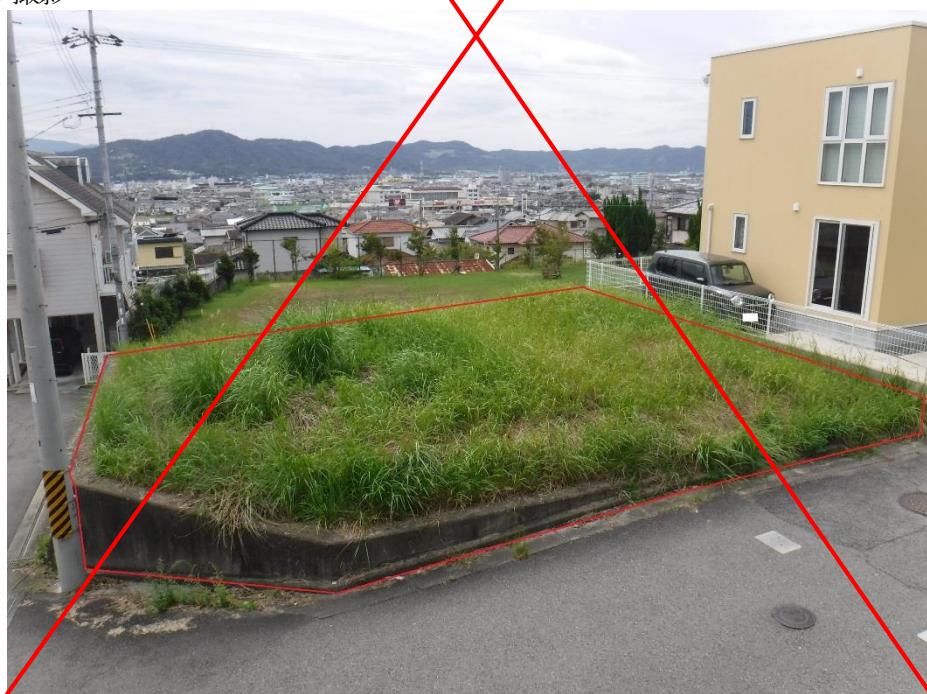
売却区分番号：岩出市29-1

現況写真

北西より撮影



北東より撮影

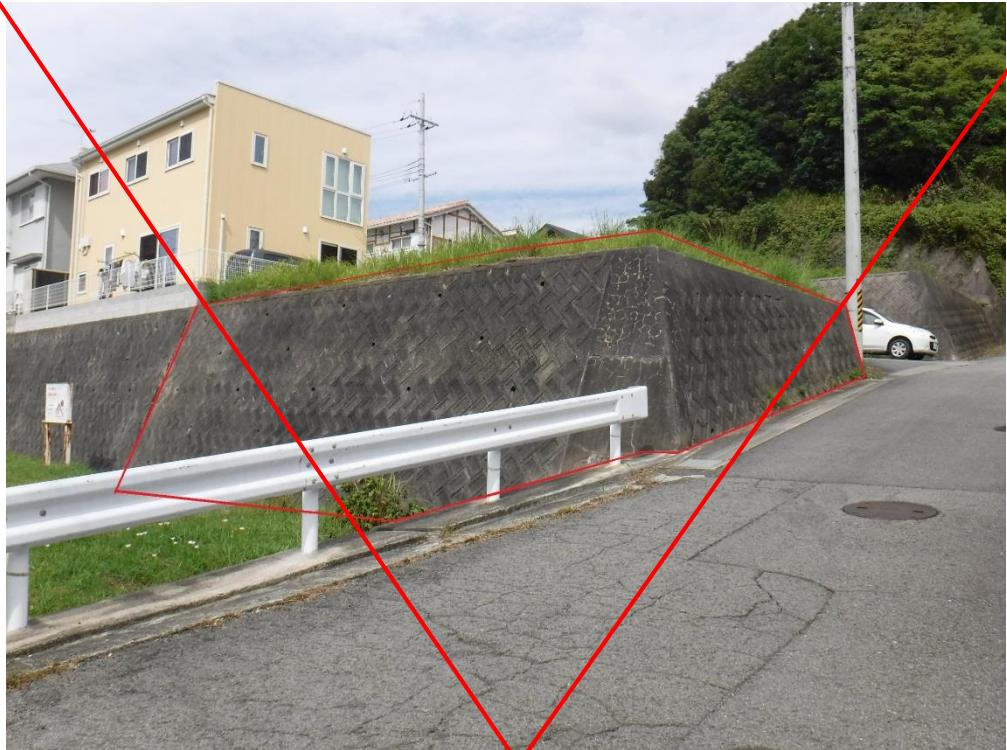


写真の境界線はおよそですので、必ず確認を行ってください。

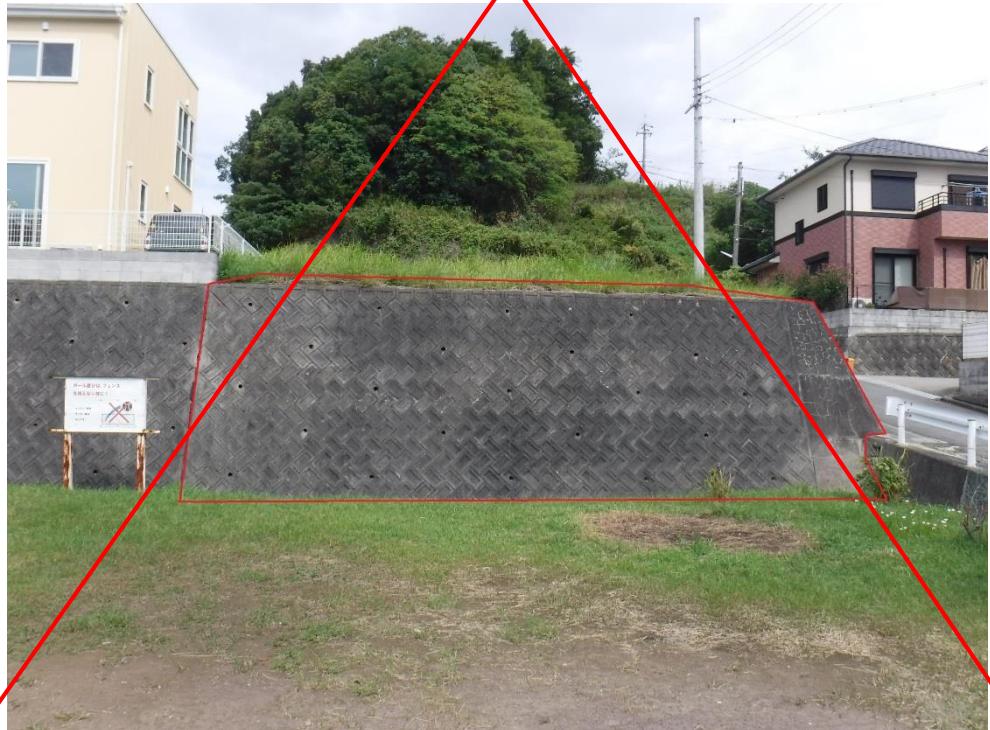
売却区分番号：岩出市29-1

現況写真

南東より撮影



南より



写真の境界線はおよそですので、必ず確認を行ってください。

中止

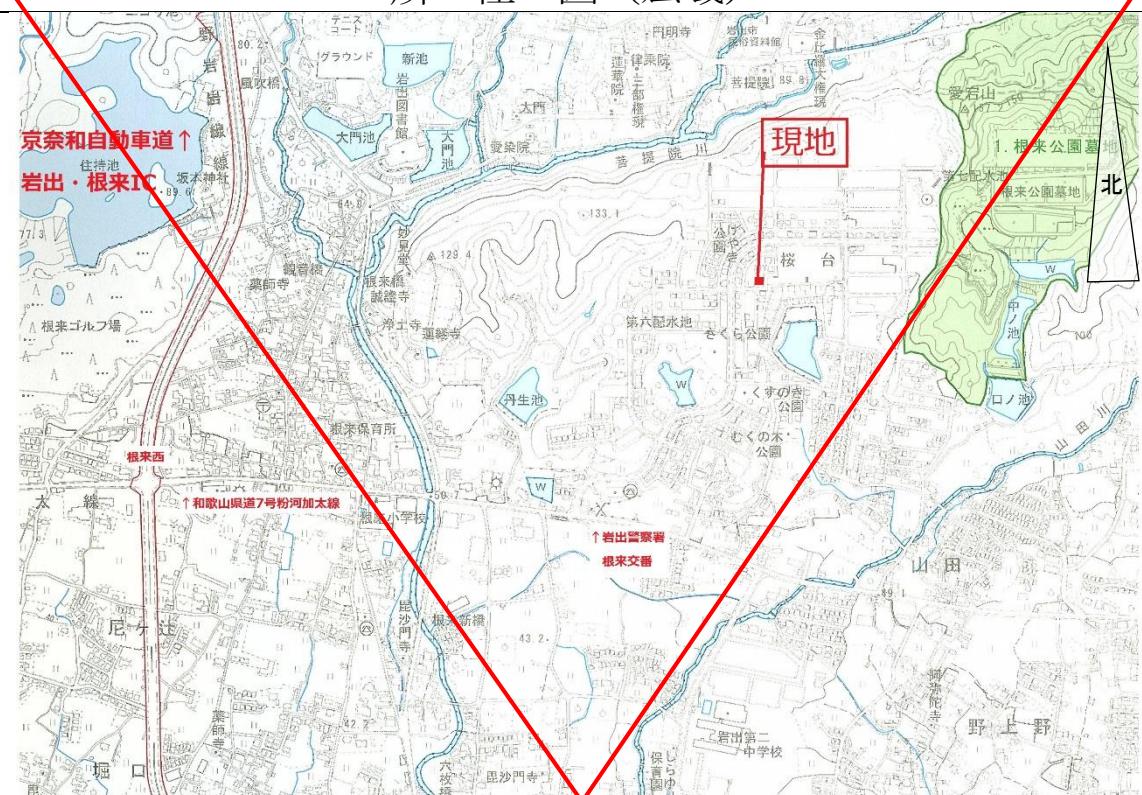
公売財産明細書

売却区分 番 号	岩出市29-2	見積価額	17,000,000円
		公売保証金	1,700,000円
公売財産（不動産）の表示（登記簿の表示による）			
公売財産の表示	1 所 在 岩出市桜台		
	地 番 632番		
	地 目 宅地		
公売財産の表示	地 積 200.27m ²		
	2 所 在 岩出市桜台		
	地 番 633番		
公売財産の表示	地 目 宅地		
	地 積 200.21m ²		
	3 所 在 岩出市桜台633番地、632番地		
公売財産の概要	家屋番号 633番		
	種類 居宅		
	構造 軽量鉄骨造かわらぶき2階建		
公売財産の概要	床面積1階 91.96m ²		
	床面積2階 66.70m ²		
	不動産の概要		
法的規制等	● 対象不動産は、JR和歌山線「岩出」駅の北方約3.8kmに位置する。		
	● 対象不動産は、東側が幅員約6.5mの舗装市道にほぼ等高で、南側が幅員約6.0mの上記舗装市道から約1.6m高位で何れも接面する、間口（東側）約19.0m×奥行（南側）約14.5m（南東隅切有）のほぼ整形状の平坦な準角地である。		
	● 当該地域は、民間業者が開発した中規模の分譲住宅団地で、日用品店舗・幼稚園・小学校等は、徒歩で約10分の範囲内、金融機関は郵便局が水栖地区、銀行が西安上地区に所在する。		
法的規制等	【利用状況】		
	● 供給処理施設 水道以外は確認できておりません。		
	【法的規制等】		
法的規制等	● 非線引都市計画区域（用途無指定地域） (建ぺい率70%、容積率200%)		
	● 埋蔵文化財包蔵地に指定されている。		
	● 土壌汚染の有無とその状態：対象不動産は、土壌汚染の可能性のある用途で使用されていた履歴はないものと判断される。		

公 売 の 条 件 他	<ul style="list-style-type: none">●公売財産は、一括して公売します。●公売財産上にある動産は、公売の対象外です。●図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。●買受人は、公売物件の明け渡し等について、占有者との協議を要します。●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。●図面・現況写真等は、およその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。●公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認し、十分な調査を行ったうえで公売に参加してください。なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。●岩出市は、引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者等の立ち退きなどはすべて買受人自身で行ってください。岩出市は関与しません。●公売財産に隠れた瑕疵があつても、現所有者及び岩出市に瑕疵担保責任は生じません。●岩出市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は、買受人の負担となります。●税の納付等により公売を中止する場合があるので、入札前にご確認ください。
-------------	---

壳却区分番号：岩出市29-2

所在図（広域）



所在図（詳細）

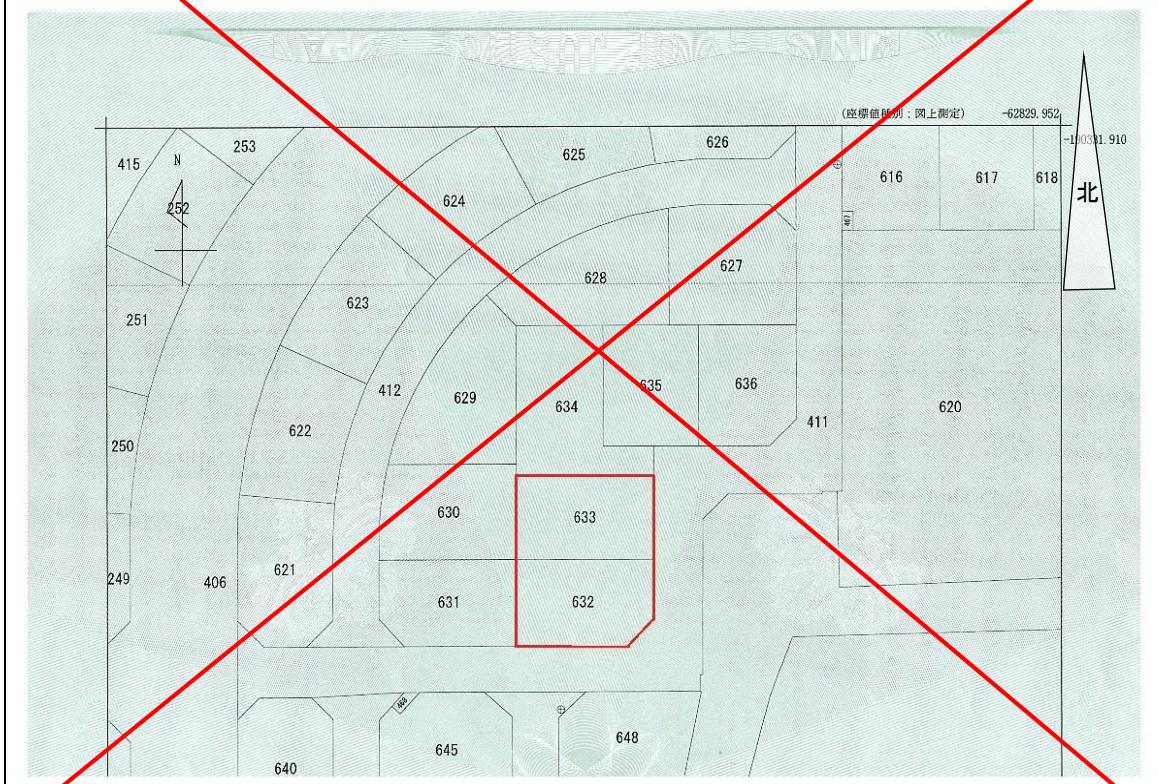


(注) 地図はおよそその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

壳却区分番号：岩出市29-2

見取図

法務局：公図より

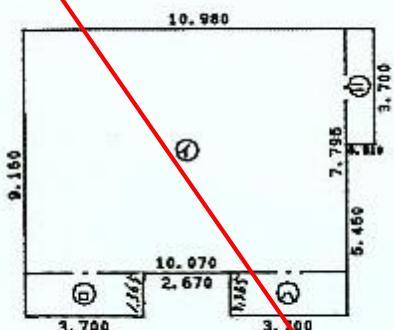


売却区分番号：岩出市29-2

建物図面・各階平面図

法務局：建物図面・各階平面図より

1階

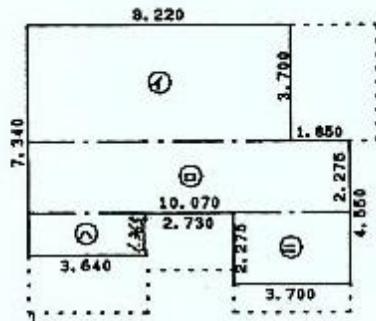


求積表

①	10.070	×	7.795	=	78.4957
②	3.700	×	1.365	=	5.0505
③	3.700	×	1.365	=	5.0505
④	0.910	×	3.700	=	3.3670
計					91.9637

北

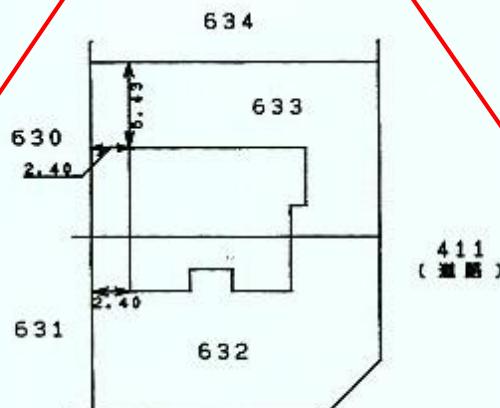
2階



求積表

①	8.220	×	3.700	=	30.4140
②	10.070	×	2.275	=	22.9093
③	3.640	×	1.365	=	4.9686
④	3.700	×	2.275	=	8.4175
計					66.7094

床面積 66.70 m²



売却区分番号：岩出市29-2

現況写真

北東より撮影



東より撮影



写真の境界線はおよそですので、必ず確認を行ってください。

売却区分番号：岩出市29-2

現況写真

南東より撮影



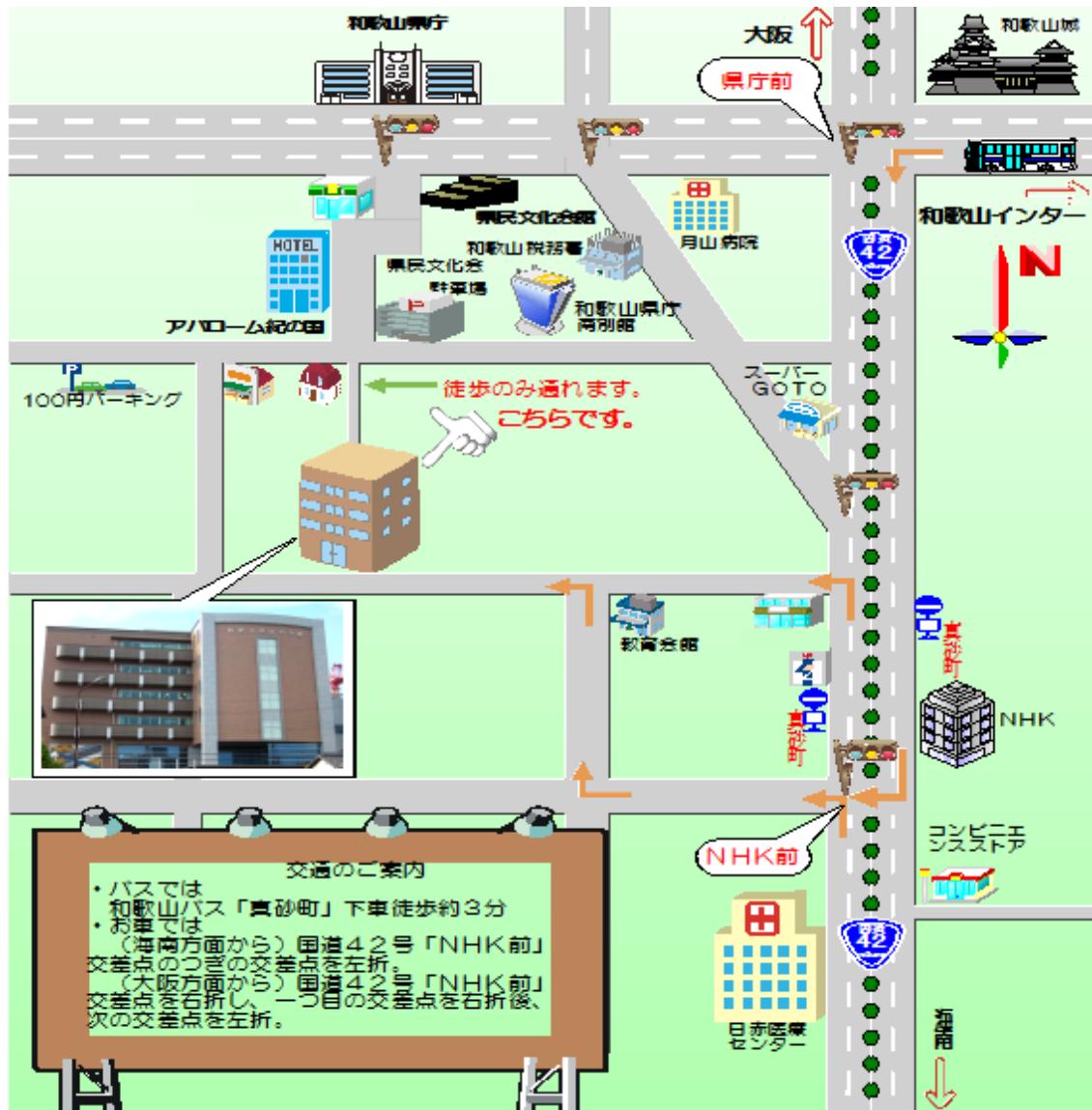
南より撮影



写真の境界線はおよそですので、必ず確認を行ってください。

公売会場のご案内

会場	和歌山県自治会館 3階304会議室 (所在地) 和歌山市茶屋ノ丁2番1
----	--



◎ 会場に関するお問い合わせ先

和歌山地方税回収機構
「不動産公売担当」

電話 073-422-3640